

資本費平準化債とは

<概要>

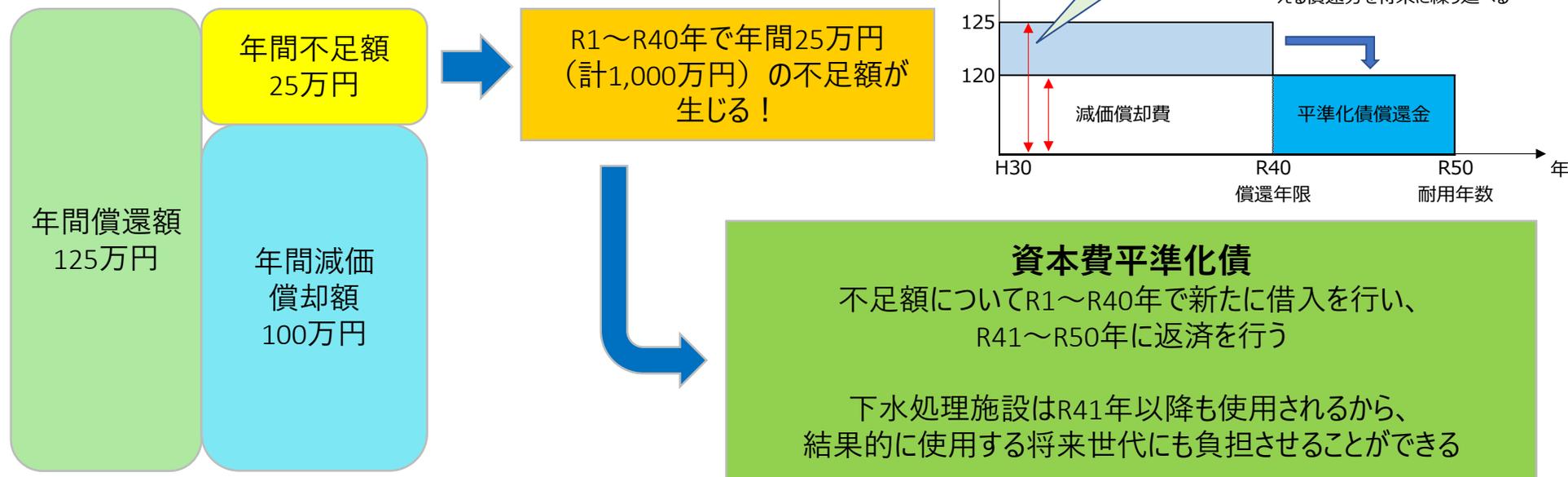
法適後の下水道事業では、使用料水準を資本費（減価償却費＋利息）を考慮して検討するが、下水道事業債の元金償還期限（最長40年）と下水処理施設の減価償却期間（最長50年）が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差について、構造的に資金不足が生じるという課題がある。

すなわち、減価償却費を使用料で賄うことができたとしても、償還額の方が大きいため、資金不足が生じる。当該資金不足を解消すること、及び下水道資本整備に係る世代間負担の公平性を図ることを目的として措置された地方債が資本費平準化債である。

例：建設改良費 5,000万円（H30年に支出、財源は全額を事業債で賄う場合）

年間償還額：125万円（＝5,000万円÷40年：R1～R40年で発生）

年間減価償却額：100万円（＝5,000万円÷50年：R1～R50年で発生）



令和6年度より資本費平準化債の枠（発行可能額）が拡充されました。

従来（～R5）

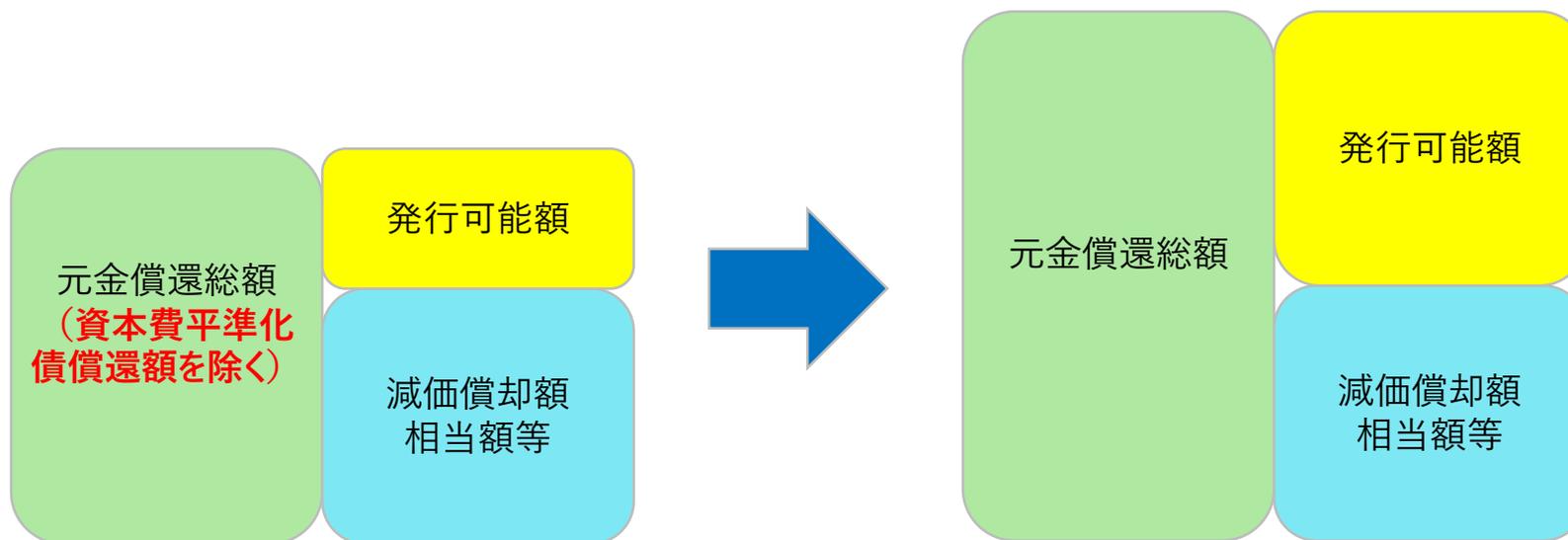
資本費平準化債発行可能額

= 元金償還金総額 - **資本費平準化債の元金償還金**
- 減価償却費相当額等

拡充後（R6～）

資本費平準化債発行可能額

= 元金償還金総額 - 減価償却費相当額等



令和6年度より、資本費平準化債発行可能額について**赤字部分**が削除となり、発行可能額の拡充が行われました。

⇒従来は年間元金償還総額のうち、過去に発行した資本費平準化債に係る償還額については、資本費平準化債の発行可能額の枠には含まれませんでした。今回の拡充によって、過去に発行した資本費平準化債に係る償還額についても発行可能額の計算に含めることができるようになりました。

【参考】総務省資料

【目的】

下水道の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

【内容】

A: 建設中施設に係る元金（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）

B: 未利用施設の利子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債相当額に対する起債）

C: 建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債（拡大分）・H16～＞）

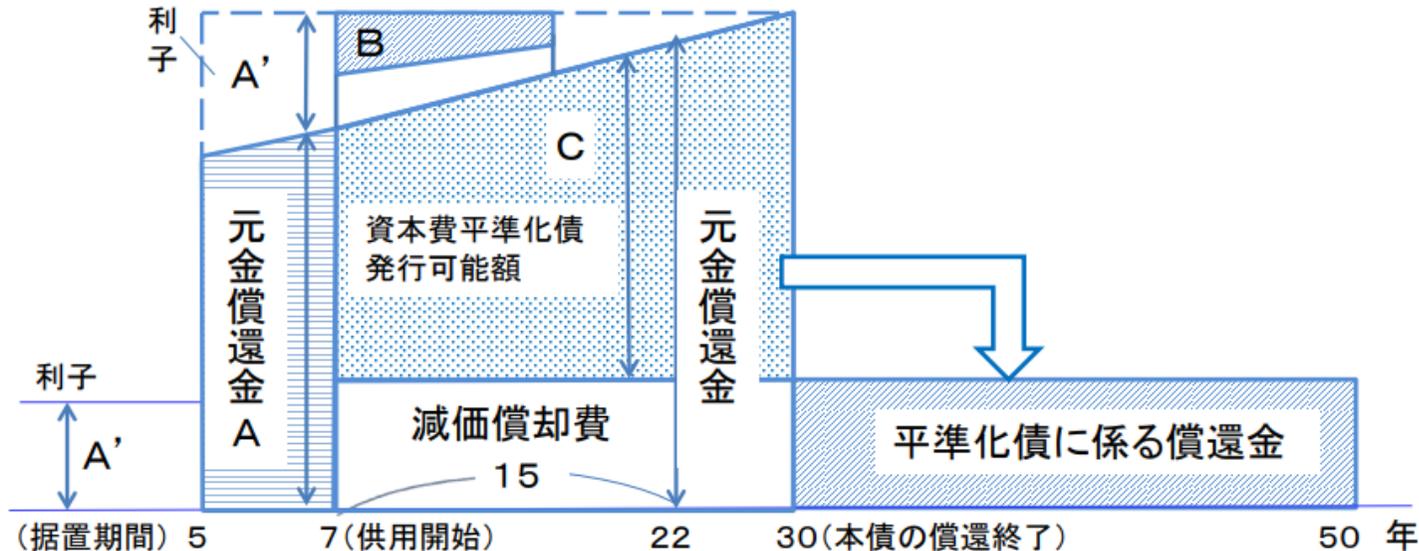
なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

（算式）

法非適事業の減価償却費＝当該事業における下水道事業債発行総額 ÷ A × 0.9

A：下水道事業に係る施設の耐用年数（下水道事業（右記を除く）：45年、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設：28年）

0.9：減価償却終了後の残存価格が取得価額の10%であることによる乗率



出所：総務省「下水道事業における資本費に対する繰出基準について」9ページ

○平成26年度の地方公営企業繰り出し金について（通知）（抄）

【参考】総務省資料

公営企業の経営安定化支援

資本費平準化債の対象拡充

○ 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

資本費平準化債発行可能額 = 元金償還金総額 - 見直し部分
資本費平準化債の元金償還金 - 減価償却費相当額等
⇒ 下線部分を削除し、発行対象を拡充

※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

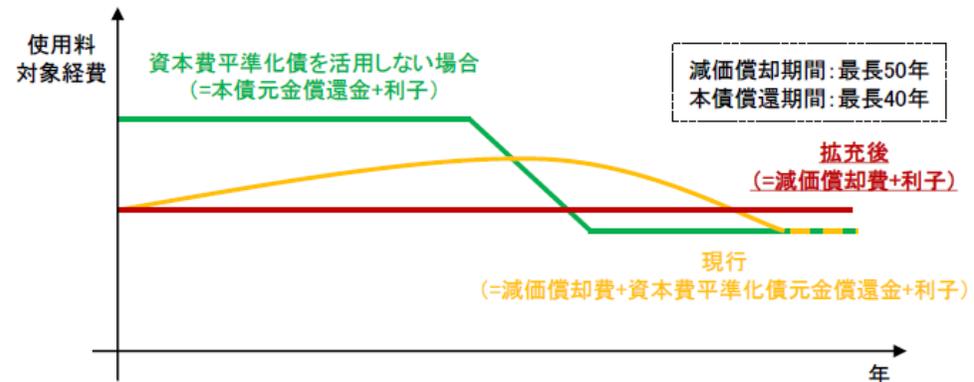
【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

【発行額増加額】

1,100億円程度

＜資本費平準化債の活用効果(イメージ図)＞ ※拡充後を基準とした場合の比較



出所：総務省自治財政局「令和6年度地方財政対策の概要（令和5年12月22日）」19ページ